

平成23年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年3月3日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
福祉課長	佐藤滋生	福祉課参事	清水修一
国保医療課長	西巻昭男	国保医療課参事	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	今西弘至

観光産業課長	川端伸和	都市整備課長	加藤保幸
会計管理者	野崎一也	教委総務課長	植村俊彦
生涯学習課長	黒崎益範	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	清水孝悦	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は、無所属議員として、住民の皆様から寄せられたごく身近な、いわば住民目線の質問をさせていただいてまいりました。今回の質問もその一つでありまして、まず斑鳩町広報板の管理について質問させていただきます。町が管理されております広報板は、町内45カ所ございます。それらを管理する上で、斑鳩町広報板の設置及び管理に関する要綱が、第1条から第10条まで定められております。これらの条項に基づいて、町の担当部署はきちんと仕事をしてきておられますかという質問であります。

役場の各部署や各種団体が広報板を使用しようとするときは、使用承認申請書を役場総務課に提出し承認書を交付するという手続ですが、使用期間の1カ月を過ぎると、第9条の現状復帰の義務が生じます。しかし、現状では、掲示物の実施期間から1週間以上も経過しているにもかかわらず、取り外されていない掲示物をよく見かけます。景観上も見苦しいし、町民はもとより町外から来られた方々の目にふれても、斑鳩町のイメージが損なわれると思います。掲示許可時に申請者に指導されていると思いますが、どのような指導をされておられますか。要綱どおりに厳しく指導すべきと考えますが、いかがですか。よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 広報板の掲示物に係る指導についてのご質問でございます。

ただいまご質問者が紹介をいただきましたように、町が管理をしております広報板につきましては町内に45カ所ございまして、町が行います情報提供及び広報活動だけではなく、各種の団体が公益に属する事業について行う広報活動につきましても、この掲示板を使用出来ることとしております。

役場の各部署あるいは各種団体がこの広報板を使用しようとするときには、使用予定日の15日前までに使用承認申請書を役場の総務課の方に提出をしていただきます。役

場の総務課では、掲示物が公の秩序を乱すものではないかどうか、また営利目的ではないかなどを確認した上で、掲示についての承認書を交付させていただいております。また、使用期間は、今、ご紹介もありましたように、原則といたしまして1カ月となっております、使用料の方は無料となっております。

なお、この承認の際には、広報板及び掲示物を常に良好な状態でご利用をいただくことにつきましてなど、また掲示期間の終了後は直ちに現状に戻していただくなどの注意事項等条件につきまして承認書に記載をするなどして周知をしているところでございます。

町といたしましては、広報板利用者の方々の方々の良心に期待をしているところではございますが、掲示物はその掲示期間を過ぎて放置されることによりまして、ご指摘のように、景観上からも好ましくないということもございます。職員によりまして巡回を行うと共に、町の連絡先の表示でありますとか掲示板を使用する場合は承認が必要となる旨の表示を掲示板に表示するなどの検討も今後行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。私は、掲示許可時に掲示物撤去届も同時に交付して、実施後の例えば3日以内に回収するというような制度とした方がよいのではないかと思います。また、それが守られない場合は、ペナルティーとして、ある一定期間は掲示を許可しない等の取り扱いも考えられると思います。先ほどおっしゃいましたように、掲示されているのが実際に町の許可を得たものかどうか判別するためにも、掲示期限などを示した認可スタンプを押すという方法はいかがでしょうか。この点についてお答え願います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 町といたしましては、各種団体からの申請につきましては、町の掲示板を使用されることによって、その団体の公益に属する事業につきまして、広報活動をされることにつきまして、その活動を支援をさせていただいているということでございますので、掲示物の撤去につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、広報板の利用者の良心に期待をして委ねているところでございます。

質問者がおっしゃっておられるような掲示物撤去届を提出していただく、またあるいは掲示物を適切に撤去をしていくための一つの方法ではあるというふうには考えてございます。しかしながら、その届けが提出されていないからといって、使用者に対して厳

しく指導を行ったりペナルティーを科すといったようなことにつきましては、現在考えておりません。ただし、同じ団体が何回もそういった行為を繰り返すということについては、一考すべきであろうとは考えているところでございます。

いずれにいたしましても、掲示物が放置されることによりまして、その一部がはがれているといった状況があるとすれば、景観上からも好ましくないことですので、利用者におきまして撤去をしていただくことが大事でございます。引き続き周知の方の徹底をしてみたい。それと、先ほど申しましたことにつきましても検討をしていくべきであるというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） よろしくお願ひいたします。斑鳩町の景観条例が実施されようとしております。世界文化遺産のあるまちとして自治体のイメージアップを図る上でも、掲示期間後の放置のないように対策の徹底をお願いしておきます。

続いて、質問事項2の斑鳩バイパスについてに移らせていただきます。斑鳩バイパスについては、漢字の斑鳩バイパス、それからいかるがパークウェイと、平仮名と片仮名でいかるがパークウェイ、そしてまたの名を新たつたみちと非常に優雅な名称がつけられております。

また、この沿線のゾーン分けとしまして、ふれあいゾーンややすらぎゾーンと名づけられた部分もございます。岩瀬橋から三室交差点までの区間は、やすらぎゾーンとなっております。その沿線には、三室自治会、サンドミール、紅葉ヶ丘自治会、新楓町自治会がありまして、このバイパスに直接接する自治会となっております。また、この周りには、橋西、笠町、神南の各自治会がありまして、町西部、町人口のかなりの部分がこのバイパス計画の影響を受けるということになります。つまり、住宅地のど真ん中をこのバイパスが通るわけでありまして。

今回のやすらぎゾーンという質問ですが、現在は平面で、ご承知のとおり、各自治会間を自由に行き来出来ますけれども、バイパスが出来ますと、一部高架といいますか、高さのある、段差のあるものが計画されておるようでありますので、これが南北に通過出来ないということで分断されることとなります。また、1万台を超える通過車両により、騒音、粉塵、振動などの公害によって、現在の静かな住宅地の環境は一変するものと思われまして。しかも、この岩瀬橋と三室交差点の中間地点のあたりは、そこに接する民家の例えば2階の高さを車が通ることになります。たとえ側道部分があったとしても、

民家の敷地から6、7メートル離れているだけでは、とてもやすらぎゾーンというイメージにはならないのではないかと思います。直接バイパスに接することによる地価の下落ということも当然考えられます。そういうことで、やすらぎゾーンについての町の認識をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） まず、吉野議員さんのおっしゃっているように、斑鳩バイパスというのは、昭和42年に郡山斑鳩王寺線の都市計画道路でございまして、あくまでも名称は郡山斑鳩王寺線で、ただ問題は、47年ぐらいに国が、あるいはこの25号線の交通の歩道がないというところからこういう名称をとられたと。あくまでも郡山斑鳩王寺線ということでございます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者のおっしゃっておりますやすらぎゾーンということをご認識しているかということですが、まずやすらぎゾーンという設定の内容につきましてご説明を申し上げますと、やすらぎゾーンと申しますのは、現在、これまで進められておりますいかるがパークウェイ推進協議会におきまして、かつていかるがパークウェイの沿道の自治会長さんの方から提案がなされたことをきっかけに、沿道が住宅地となります区間、これにつきましては、やはり良好な住環境を守るために、歩道の車道側に植栽することに加えまして民地側にも植栽を設けて、住環境に特に配慮した構造とする区間ということで計画をされているところでございます。

ただいまご指摘の岩瀬橋から三室交差点の区間におきましては、戸建ての住宅が立ち並ぶ住宅地となっております、やはりここはやすらぎゾーンとして整備すべき区間であると設定をいたしております。

当該区間は、三室交差点との高低差の関係上、本線の一部が高架構造になるということで検討が進められております。このような区間には、本線の両側に、先ほどご質問者が申されました側道が設置をされることとなります。側道には、歩道、それから車道が設置をされることとなります。そうしたことから、沿道の住宅から本線の車道までの間につきましては、おおよそ10メートル程度離れるという状況になろうかと思います。

今後、沿道にお住まいの皆様方にご意見をお聞かせ願いながら、やすらぎゾーンの整備目標であります良好な住環境の保全がなされますような計画を取りまとめたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今のご答弁伺いまして、ほんとにそういうことになるのかなと。

自分の経験からも、色んなバイパス工事見てまいりましたけども、東京の環七とかああいうところの状況などは例外としましても、地方の一バイパスで本当にやすらぎゾーンが今後もやすらぎの地域として残っていくのかなということは、疑問には思っております。

私は、寡聞にして、パークウェイとか新たつたみちとかふれあいゾーンとかやすらぎゾーンとか、数々の優雅なネーミングのついた、ネーミングで飾られた国の直轄道路というのは、私は聞いたことがございません。これを皮肉にというか裏返して考えますと、生活道路と通過道路を同一線上に乗せたことによる矛盾をカムフラージュするためにこういうことになったのではと私は思っております。カムフラージュというのはフランス語でありまして、カモフラージュとか言ったりしますけども、辞典を見ますと、偽装、つまり偽りを装うという、よって敵の目をくらますこと、それから見せかけによって本当のことを相手に悟られまいとすること、こう書いてあります。もっと直接的に言えば、被害を受ける住民の姿を隠すことによって直接関係しない住民の目をごまかし、あたかも多数の意見であるように見せかける方策ではないかと勘ぐったりしております。

国交省は、平成22年11月の「建設新報」という、去年の「建設新報」なんですけども、このように述べております。同バイパス、斑鳩バイパスのことですが、事業を所管する奈良国道工事事務所によりますと、昭和47年度にバイパスが事業化された当時、沿道33自治会のうち3分の1に当たる11自治会で反対があったと。主に生活環境及び周辺的环境への影響を非常に懸念された反対だった。その後、平成10年度にモデル事業に着手、13年度にモデル区間に着工して、15年に供用し、周辺住民にバイパスの実態感を持ってもらいつつ説得に当たった結果、18年度の前回評価委員会開催時に、評価委員会というのは近畿地方整備局事業評価監視委員会のことでございます、その委員会開催時に反対が5自治会だったのが、現時点での反対は3自治会となっていると、こういう、国交省がこのように述べております。

ご承知のとおり、400メートルの供用区間は、ちらほらと家もございまして、当時は農地の真ん中の区間でありまして、しかも部分供用でございまして、走っている車の数は、今日も通りましたが、ちらほらでありまして、これに1万台を超える通過車両の状況は、実感としては住民は持つことは出来ないと思います。ここにも国交省の、何

というか、意図が見え透いているような気がいたします。ご覧のとおり公園のような道ですよと。住民の皆さんも、きれいに掃除などされております。確かに植栽もきちっとされておまして、公園のような道といえ、そうだろうと思わされてしまいます。しかし、このような手法といいますのは、国の直轄事業としては最近では珍しいと思います。ある意味で、住民を愚弄するようなものといってもいいと私は思っております。住民の利益、安全・安心を守らなければならない斑鳩町の行政のとるべき態度としてはどうなのか、ひとつこの点を伺いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご説明をしていただきましたがパークウェイの経緯と申しますか、この中で、このモデル区間等につきましても、やはり町全体ととらえまして必要な道路と。当時は都市計画道路ということからスタートをしておまして、やはり斑鳩町の基盤の根幹をなす道路であるということで、このモデル区間につきましても、4つのモデルを見ていただき、この道路の、交通量は確かに、当然のことながら、全線開通しておりませんので、1万数千台という予測交通量には達しておりませんが、このような道路になるということを理解を深めていただいて、今後の事業の方の理解をいただけるようにということでモデル区間をつくったということでご理解願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今、部長が言われたこと、それをそのままとして、私もそのようにあればいいとは思っております。

また、この「建設新報」、業界紙でありまして、色々とお世話になった新聞でございます。これを見ますと、その記事の中に、さすが近畿地方整備局評価監視委員会、10人で構成されておまして、大学教授などそうそうたるメンバーでございます。ここのメンバーさんは、実に的確にこの斑鳩バイパスを把握し判断されております。この「建設新報」、見出しは、「付帯意見つきで事業継続 国道25号斑鳩バイパス 近畿地方整備局の事業 評価監視委員会」となっております。この見出しのところのふきだしの記事をちょっと読まさせてもらいます。近畿地方整備局は、今月1日、というのは去年の11月1日のことです、第3回の事業評価監視委員会（委員長小林潔司京都大学経営管理大学院院長他委員9人）を開催。本県関係では、本県というのは、もちろん奈良県であります、国道25号斑鳩バイパスの再評価が審議されたと。同事業は昭和47年の

事業化以来長期間経過していることもあって、委員からは多くの意見が出たが、審議の結果、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、概ね適切に進められており、対応方針、原案のとおり事業継続でよいと判断される。ただし、次回の再評価までに、事業の妥当性、地元の状況、コスト縮減等の視点をも含め、今後の事業の対応方針を具体的に検討することと付帯意見つきで事業継続結論となったと。これ、Nという記者、私も知っておるのでございます。さすが業界紙、きちんととらえておると思います。

去年の11月時点というのは、行政側も国交省側も、また住民側も、民主党によって事実上の工事のストップのかかった期間でありましたので、この新聞を見た場合に、付帯意見つきで事業継続となると、まず最初に事業継続という方に目がいったのかもしれませんが。しかしながら、これは付帯意見つきでというところにみそがあると私は思っております。国交省の直轄工事でこの付帯意見つきの工事というのは、これで続いて2回目の付帯意見つきであります。ということは、我々考えますと、黄信号が出ていると、しかも点滅していると、こういう状況であると私は判断しております。

そして、この委員会では例外的に、この斑鳩バイパスについてのみ1時間以上かけて色んな議論をしておられます。この新聞の最後の方で、その議論の様子をこのように書いております。委員からは、事業が長期化していることに対する質問や地元の反対内容の説明を求める意見、代替案の可能性や一部事業中止の可能性を問う意見などが多く出されました。委員会としては、付帯意見つきながらも事業継続でよいとの判断を出したということでもあります。読んで字のごとしのことでもあります。

それをどうとらえるかということでもありますけども、黄信号ということで、今から二十数年前ですか、バイパスは再検討すると言って30票差で若き青年町長となった小城町長が、当時持った懸念がこれからやっとな現の姿となつてあらわれるのではないかと思います。その当時の小城町長を知る方々、私も知ってますけども、非常に格好のいい可能性に満ちた町長であったと。まだまだ年齢はお若いわけですから、これからも首長を続けてもらいたいと私は思っております。しかし、以上のようなことがありまして、斑鳩町の行政かなりこれから難しいところになるんじゃないかなと思っております。

ついでに、今、町道法隆寺線という問題があります。道路の新設工事、このような新設工事については、中途半端に供用した場合、地域に対する非常な影響をもたらします。これは、例えば町道、今の法隆寺線もそうであります。それから、三室交差点の改良もあります。県警の担当課では、この点に大変大きな懸念を持っておられます。といいま

すのは、道路とかこういうハード行政、最後に管轄するのは警察であります。警察の担当課は、最後に責任を持たされると、こういうことになりまして、私はお会いするたびに、ああ、非常に苦勞しておられるんだなあ、いつも話し合いから帰ってまいります。

以上のようなことでありますが、このバイパスについての質問の2番目の環境影響評価の実施についてお伺いたします。斑鳩バイパス計画路線沿線の事前環境影響評価、また環境調査と言ったりします、の実施についてということで、バイパスに反対する協議会は、道路が出来ると生活環境の悪化を心配しておられます。斑鳩町としても、住民の安全と安心のまちづくりを基本にしていますが、仮にバイパス完成後に起こった環境の変化の実態を把握するためには、現在の状態と対比出来る数値を把握しておく必要があると考えます。町として調査する考えはありませんか。それが1点です。

それから、その調査結果から悪化させないということ、今、部長もおっしゃったような数々の施策と申しますか、対策で環境を悪化させないという、やすらぎゾーンのままにしておく、ということ、こういう考え方をきちんと住民に説明されれば、住民の安心のもとになると考えます。

また、この調査そのものは大変お金のかかることと申します。1点だけでもかなり、数十万とかいうお金がかかります。これを何点かポイントを絞るとしましても、かなりの出費となると思います。これを斑鳩町として、奈良国道工事事務所にデータを求める、奈良国道工事事務所にやらせてそれを町として保管するという方法があると考えますが、これらについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました環境への影響ということの調査、町でしないのか、あるいは国でさせてそのデータを町で保管をしないのかということのご質問であろうかと思っております。

この道路を計画するに当たりまして、特にいかるがパークウェイにつきましては、環境影響につきまして、今日まで小吉田モデル区間、あるいは稲葉車瀬区間と事業を進めていく中で、騒音、振動、大気といった環境に関する項目につきまして、奈良国道事務所の方で現況あるいは予測の調査がなされまして、それぞれの区域での説明会にも数値も提示をされているところでございます。

こういったことで、国の方で計画を進めるに当たっての調査がなされているということで、町の方が直接するという予定は今現在はいたしておりませんが、国で調査

をされた結果というのは、お互いに共有をし、また住民の方とも共有をするということになっている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） この問題も、住民のためによりしく対策を講じていただきたいと思えます。

そして、ちょっと言い忘れましたけども、先ほど自治会の反対が3自治会となったと、こういう数字については、先ほど国交省の担当者とお話し合いしたときには、自分たちは自治会の増減、賛成、反対とかそういう増減で判断はしていないと、こういうことを申しておられました。しっかりとした考えで国交省も取り組んでいるなあと、私も納得をしながら帰ってまいりました。

以上で斑鳩バイパスについての質問は終わらせていただきます。

最後に、住民サービスについてお伺いいたします。住民あるいは顧客対応についてということであります。

まず、何回か私発言させていただきました町職員さんの名札についてであります。私、見ますと、副町長ちゃんに見える位置にきちっとつけられておる、適正な位置につけられている。これをずっと見ておまして、副町長の行政のナンバー2として、何でも来いという意気込みが感じられて大変好感を持っております。同じように、同じような場所につけておられる方も見えております。これを職員についても徹底していただきたいなと思えます。いつかも申しましたとおり、住民さんが役場にお話しに来て、私の方にはその苦情が返ってきたりして、何という方とお話したんですかという、いや、何という人でしたかねとかいうことになりまして、それじゃ名札をきちんと見てきたらどうですかというふうに言ったこともございます。これが一つ住民サービスの最初の姿勢ではないかと思えます。

それから、面接もそうですが、電話での応対の際は、当然名札がありませんので、何々課の何々ですというふうに名乗っていただきたいと、こういうことを申しました。これは当たり前のことで、余りこんなことを言うべきではないとは思いますが、相手様、お客様のお話を聞くということでは、最近これも少し緩んできているのではないかなと感じております。ご承知のとおり、たとえ少数でもこういう方がおられますと、それが全職員の住民対応の評価となるという懸念もございます。まずこれについてお答え願います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 2点ご質問でございます。まず、名札の方でございますけども、私もこういう形でぶら下げておりまして、ちょっと耳が痛いのかなと思いますけど、おっしゃっていることは、例えば胸のところにつけよとかいう形になろうかと思います。作業をする上においても、支障のない限り、そういった形で見えやすい位置につけるように、今後、指導をしてまいりたいというふうに考えております。

もう一つ、電話対応でございますが、まず電話をとったときに、所属と名前を名乗るようにずっと指導をしてきたところでございます。おっしゃるように、一部でそういったことがなされていない状況があるということでございますので、今後、このことにつきましても徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） よろしく徹底のほどお願いいたします。説明責任やコンプライアンスの強化によって職員一人ひとりのスキルアップに努める必要があると思います。定期的に職員研修をされているという自治体もよくございます。その結果はどうでしたかという、委託業者に金を払って取られたただけだったなあというようなお言葉も聞いたりいたします。余り効果が持てなかったということがあります。

このように、職員の意識改革としては、町行政としては、行事としてどういうことを行っておられますか。どうですか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 住民の対応のことでございますけども、そもそも職員につきましても、行政サービスを提供するだけではなく、業務を通じまして住民の皆様に満足感を与えるということが重要であるというふうに考えております。そのためには、全体の奉仕者としての自覚を持ちながら、心の通う行政サービスの提供を心がけ、信頼と支持を得る中で理解と協力が得られるよう努めているところでございます。

また、現下の厳しい社会経済情勢の影響を受けまして、地方自治体も経営の時代と言われております。必要最小限の経費で最大限の行政サービスを提供することが求められているわけでございます。このため、常にコスト意識を持ち、住民の皆様をサービスを受ける顧客として、住民の皆様の方の立場に立って、また高齢者や障害のある方などにも配慮をしながら業務に携わっているところでございます。

このような中でも、住民皆様方のご意見をお聞きし、行政サービスの質の向上を図る

ことを目的といたしました町政モニターアンケートを行っておりまして、その調査の結果によりますと、あいさつや言葉遣い、あるいは応対・態度などの職員の応対についての設問をしたところ、約8割を超える方には、概ね満足であるというご回答をいただいたところでございます。しかしながら、1割弱の方につきましては、まだ不満と回答をされておられる状況でありますので、今後におきましても、職員研修等による職員の意識改革、または現在行っております人材育成を推進することを目的といたしました人事考課制度を的確に運用をしながら、斑鳩町の職員としての自覚と認識を持ち、また町長が常々言われていることでもございますが、あいさつ、笑顔、そして明るくさわやかな接客を心がけ、住民の皆様方から親しみがあり信頼される役場になるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ご存じだと思いますが、住民を顧客という位置づけをして高い評価を得ている町村もございます。私のこのたびの住民サービスについてという質問になったきっかけは、ある一人の女性の方から、ご高齢の女性の方からの、私に対する抗議でもありますし行政に対する抗議でもあったと思います。緊急通報装置ということで役場に電話をしたと。ところが、今、担当者がいないということだったので、ちょっとした説明を、同じ課でありますので説明を求めましたところ、広報を見てくださいということだったそうで、よく内容を把握してなかったからそうおっしゃったのかもしれませんが。ご高齢の方で、あるいは広報もしっかりと読んでいなかったのかもしれませんが、ですからこそ、そのときに役場へ、ああ、こういういいものがあるのかと思って電話したわけであります。そして、次にかわられた方もまた、広報を見てくださいと、こういうことだったと。普通のちょっとした質問ではわかるんですけども、直接命にかかわるような緊急通報装置、これはいいものだと思って電話したら、そういう対応であったと。この人は、ぜひともそれを欲しいということで、翌日役場へ行ってその手続をされたそうです。この人にとっては、電話応答がやっぱり、例えば、担当の者が帰りましたらおたく様の方に電話させますとか、そういう対応であれば満足したんだろうと思いますが、それがなかったということで、私にこの質問をぜひしてもらいたいと、こういうことで私の質問となったわけであります。ひとつこの辺を酌んで、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

「熱意は広がる、心は伝わる」という言葉がありました。これ、深夜ラジオで、昨日

の深夜ラジオで言うておりました。斑鳩町職員のいわゆる給与ラスパイレス指数は、奈良県下27町村でトップであります。断トツであります。それから、市を入れた39自治体の中でも、大きな市を超えて自治体で7位であります。これは、住民にとっても、行政にとっても、また我々議会としても、大変誇らしいことだと思います。それだけの自信と誇りを持って、住民目線で、住民側の視野に立って仕事をやっていただけるように期待しております。

よく2階建ての家に例えまして、国は2階、県は中2階、地方基礎自治体は1階で直接住民と接する極めてサービス性の高い事業であると。究極のサービス業が地方自治体の職員であると、こういうように私も思っております。色々とストレスも多かろうと思います。しかし、腹をくくって100%奉仕者であるという、割り切ってしまうと、これもまた生きがいとなるのではないかなと思っております。

以上で私の質問終わりますが、今期の質問これで終わります。この議場でお会い出来ました方々、ほんとにありがとうございました。終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、当町のカラーユニバーサルデザインに対する取り組みについてですが、身体が不自由な方が活動しやすいようにバリアフリーと呼ばれる対策を町の色々な施設で行われているように、色の区別がつきにくい等の色覚障害をお持ちの方々のために、色使いに配慮した公共施設の案内表示や町が発行するハザードマップ、広報「斑鳩」等が考えられますが、その中でもたくさんの行政情報を伝える広報紙について、色使いの配慮はどのようになされているかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 現在、住民の皆様へ、町が取り組んでおります事務事業、あるいは緊急時の対応方法等行政の情報をお伝えするためには、広報をはじめ色々な印刷物が発行されているところでございます。これにつきましては、住民の皆様方に、町政への関心と理解を深めていただくと共に、町政の様々な課題について共に考えていただきまして、または参加や協力をお願いする中で、住民の皆様との信頼関係を築き、協働のまちづくりを進める上におきまして重要な手段の一つであるというふうに考えており

ます。

このことから、ご質問の色覚に障害をお持ちの方に対しますカラーユニバーサルデザインのみだけでなく、すべての人という観点から、情報の受け手である住民の皆様 の立場に立って、出来るだけ親しみやすく、わかりやすく、さらに読んだ人が不快な感 じを受けないように配慮した情報の提供を行う必要があると考えております。

以上のことを踏まえまして、平成19年には、職員向けの印刷物作成マニュアルを作 成いたしまして、「わかりやすい印刷物のつくり方 ～すべての人にやさしい視点から ～」 というものがございますが、これをもとにしながら情報提供に取り組んでおるとこ ろでございます。

その中におきましても、色の区別についての項目も挙げておりまして、使う色の組み 合わせ、あるいは使う色の数に注意すること、また印刷の地の色と文字の色にも気をつ けるようにし、わかりにくい配色とわかりやすい配色について示しておりまして、これ らの点についても十分に配慮するように努めているところでございます。

今後におきましても、町政の情報が誤りなくわかりやすく伝わりますように、住民の 皆様方の立場に立った情報の提供を行うように引き続き取り組んでまいりたいと考えて おります。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えから、色んなことに気配りをしながら広報物等を制作 されていることは理解出来ました。

それでは、広報物に限らず、住民に対して、余りお金をかけずに思いやりを感じられ る施策はどのようなものがあるのか、また今後どのようなことを考えておられるのかを お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） みんなにやさしいまちづくりについてでございます。具体的 な例でございますが、まず役場本庁舎内のことで説明をさせていただきますが、一つと して、窓口相談の際の相談者のプライバシーへの配慮がございます。特に相談が長くな ったり相談内容がプライバシーに及ぶ場合などは、あいている会議室や、あるいは役場 の北庁舎にございます会議室などを利用しております。次に、おむつ交換や授乳が必要 な方につきましては、あいている会議室への案内をさせていただく旨の張り紙を、総合 カウンター窓口、あるいは福祉課窓口を設置をしております。次に、耳の不自由な方に

つきましては、役場の各窓口に、「耳の不自由な方は筆談をいたしますのでお申し出ください」と記載をいたしました看板を設置しております。耳の不自由な方につきましては、その看板を指差していただくことによりまして、スムーズに筆談等が出来るような配慮を行っているところでございます。

次に、平成20年9月にオープンいたしました総合保健福祉会館生き生きプラザの中においてでございますが、目の不自由な方につきましては、点字ブロックや点字案内板の設置、また高齢者や体に障害を持つ方につきましては、手すりやスロープ等を設置しております。また、自動販売機につきましても、代金受け入れ口や飲み物選択ボタンを、車椅子の方や子どもの目線に合わせましたデザインを取り入れて設置をしております。

また、役場本庁舎をはじめ各施設には、車椅子を設置してありまして、誰でも気軽にご利用をいただけますように配慮を行っているところでございます。

また、文書を読むことの出来ない視覚障害者の方に対しまして、音声読み上げ装置を住民課、総務課、福祉課、生き生きプラザ斑鳩に設置をしております。特定のバーコードのついた文書につきましては、音声により読み上げをすることが出来ます。

また、手話通訳者を役場福祉課と生き生きプラザ斑鳩に2名配置してありまして、聴覚障害者の方が来庁時には、窓口でのコミュニケーションの円滑化を図っております。また、聴覚障害者の方が通院や社会参加をされる機会には、手話通訳者の派遣を行っております。また、講演会等におきましては、健常者と同じように聴覚障害者の方にもご理解をいただきますように、手話通訳者や要約筆記者を配置しております。

その他の取り組みといたしましては、広報の発送に合わせまして、月2回、広報のほか、いかるがホールのイベント紹介、議会だよりなどの行政情報をカセットテープに録音してお届けする「声の広報」を社会福祉協議会を通しまして希望者に配布すると同時に、どなたでもご利用が出来ますように町立図書館にも設置をしております。

また、町ホームページにつきましても、閲覧の支援機能といたしまして、文字サイズを大、中、小の大きさに選択出来る機能のほか、視力の弱い方や目の疲れやすい方などが音声読み上げソフトを使用された場合を前提に、平成22年4月にリニューアルをしたところでございます。

また、本年の4月からではありますが、紙おむつ類を常時使用される要介護者や障害者、あるいは乳幼児を持つご家庭に対しまして、紙おむつ類専用ごみ袋の無料交付を行うこととしております。このことによりまして、常時紙おむつ類を使用されるご家庭に

とって、ごみの減量が難しく、ごみ袋の購入費用もかさむための配慮を行っております。

これらの心遣いやアイデアは尽きることはございません。今後におきましても、住民の皆様の声に耳を傾けることによりまして、気づいたことをすぐ実践すること、あるいはいただいたご意見を尊重してなお一層やさしいまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今、答えられたように、住民に喜ばれるアイデアを出してやさしいまちづくりを目指していただくことを要望いたしまして次の質問に移らせていただきます。

民生委員・児童委員の活動についてであります。

まず、委員の活動についてですが、任期や定数及び活動拠点である事務局や部会について、どのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 当町では、44名の民生委員・児童委員及び3名の主任児童委員さんがいらっしゃいます。民生委員・児童委員さんにつきましては、町内で44の区域に分けて、それぞれの地区で地域福祉のために活動をいただいております。また、主任児童委員さんにつきましては、各小学校区に1名ずつおられ、児童福祉に特化した活動をしておられます。なお、現在の民生・児童委員、主任児童委員さんは、昨年12月1日に全国的に3年に1度の一斉改正を行ったところでございます。斑鳩町では、前回から引き続いて委員を受けていただいた方もおり、欠員が生じることなく47名の定数の方に就任をいただいているところでございます。

まず、各委員さんの日常の活動といたしましては、担当地区での高齢者等への見守りや各地域で住民の心配ごとの相談に乗っていただいております。具体的には、一人暮らし高齢者世帯や不安を抱える方につきましては、見守りや相談に乗りながら行政が行う福祉サービスを紹介したり、役場や地域包括センター等の機関と相談者との間の架け橋になっていただいております。

また、高齢者・児童の虐待やドメスティックバイオレンス等の早期の把握についても常に気を配っていただいております。生活困窮者に対します対応につきましても、地区での相談に乗っていただき、相談者と役場との連携、生活保護申請時の意見書の作成、また生活保護受給後の見守り等を行っていただいております。

また、町がアンケート調査を行いました災害時の要援護者調査がございます。これにつきましても、アンケート内容を詳しく把握するための訪問調査等も行っていただいております。また、地域の事情をよく知る立場から、住民からの要請があった場合には、意見書という形で証明書の発行業務も行っていただいているところでもございます。

次に、担当地区以外の業務もございます。これにつきましては、平成20年9月に当町の福祉活動の拠点となる生き生きプラザ斑鳩がオープンし、それに伴いまして民生児童委員協議会の事務局につきましては、平成21年4月から斑鳩町社会福祉協議会が担っております。

組織的な活動といたしましては、毎月1回でありますけれども、生き生きプラザ斑鳩で定例会を行い、高齢者、児童、障害者などの福祉に係る情報の共有等を図っておられます。また、高齢者部会、障害者部会、母子青少年部会の3部会がございまして、委員はどれかの部会に属されておまして、それぞれの分野での活動もされているところでもございます。

また、町の老人憩の家運営委員会、保育所運営委員会や生活安全推進協議会などにおきましても、地域の実情を詳しく知る立場から、委員としてご参加いただいております。

さらに、町の行事につきましても、身体障害者ふれあいの集いや心身障害者（児）ふれあいの集いへの協力、療育教室へのボランティア活動、また保育園の入園式や卒園式などの参列など、町行政にもご協力をいただいております。また、社会福祉協議会が所管しております生活福祉資金貸与制度におきまして、民生委員調査書等の作成もしていただいております。また、共同募金におきましても、ボランティアとしてご参加をいただいております。

以上であります。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 民生委員の組織や活動内容についてはわかりましたが、民生委員の定年があると聞いたことがあるのですが、実際の運営はどうなっていますか。また、民生委員の方々は公務員に当たるのでしょうか、そのあたりお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 民生委員・児童委員、また主任児童委員さんは、地域で福祉活動に熱心でございまして、理解のある方、また地域の実情に詳しい方になっていただいております。任期につきましては、3年となっております。年齢につきましては、原則

として75歳未満の方を選任することとなっております。なお、昨年12月に一斉改選を行いました。当町の委員さんは全員75歳未満の方でございます。

身分につきましては、行政実例では、地方公務員法第3条第3項第2号に規定いたします非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されています。しかし、一般の公務員と違い、地方公務員法の適用はございませんが、職務上知り得た秘密を守る義務など共通する義務がございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） では、次に、民生委員の方に行っている助成、補助についてはどのようにしているのでしょうか。よく聞く話では、決して多くない活動費で頑張っておられると聞くことがありますが、具体的な金額をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 当町が民生・児童委員さんに行っております助成についてでありますけども、まず47名の委員さん一人ひとりに、それぞれ必要な活動費として年間に5万8,100円を支払っております。また、斑鳩町民生児童委員協議会の組織に対しましては、年間20万円の補助金を支払っております。この補助金につきましては、協議会が発行する広報「民児協いかるが」の発行や活動強化週間のPR用品など組織に係る活動費に充てられているところでございます。

なお、年に1度の民生児童委員協議会が行う県外研修に対しましてでありますけども、今年度につきましては、参加者宿泊代として参加者1名につきまして1万円、バス借上げ代11万5,000円の助成を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 組織に20万円、個人に5万8,100円を年間で補助されていることがわかりましたが、これは個人では月に5,000円に満たない額で活動をさせていただいていることになっております。

では、民生委員の方々がこのように頑張っておられるんですが、町から見た今後の民生委員を取り巻く課題についてどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 課題でございます。議員さんもお承知のとおり、これからますます少子高齢化が進んでまいります。そこへまた、高齢者のみならず若者世代の間にも

無縁社会というのが広がってきております。そうした中で、まず民生委員さん、児童委員さんには、土日祝日、また日夜関係なく、いつ相談があるかわからない中で活動をいただいております。また、一度相談を受けると、長時間、また場合によっては継続した期間拘束されることもございます。また、相談に応じるために、福祉に係る知識の向上にも努めていただいております。

そうした中では、さらに今後の課題でありますけれども、現在、全国的に委員さんのなり手がなく欠員の地区が生じている状況がございます。現在、斑鳩町におきましては欠員はございませんが、3年後の一斉改選時において欠員が生じないよう、退任を予定される方につきましては、早期に福祉活動に熱意を持った後任候補を紹介していただけるよう連携を深めていきたいと考えているところでもございます。

また、現在、少子高齢化が急速に進展しておりまして、地域のつながりの希薄化も問題となっております。また、なかなか回復しない景気の見込みからも、生活困窮者につきまして、今後、増加するものとも予想しております。民生・児童委員さんには、独居高齢者や障害者に対する見守り、児童虐待の早期の把握、また生活困窮者への対応のため、地区に住む住民の実情の把握をさらに行っていただくと同時に、福祉行政へのご協力を今後ともお願いをいたしたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今後の福祉行政を考えると、なくてはならない存在である民生委員の仕事は、今後、少子高齢化が急速に進んでいる現状を見ると、負担がますます増加していくものと思われれます。町としては、お願いするだけでなく、連携を深めて、協力やバックアップをしていただけるよう要望をいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） では、ただいまより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

では、1番目の各種ワクチンの状況とがん教育の推進についてであります。当町は、ご承知のように、女性の命と子どもの健康を守る子宮頸がんワクチンをはじめ小児用肺炎球菌ワクチン、またH i b ワクチンの予防ワクチン接種費用の全額助成を2月1日から実施されて約1カ月が経過いたしました。高額な3ワクチンは、子育て世代の多くの

方から喜ばれております。また一方では、対象者にもかかわらず、既にワクチンの重要性を認識し接種され助成の恩恵を受けられない方もおられ、複雑な心境であります。一人でも多くの方に、規定に基づきすべての対象者の方に接種していただくことが必要と考えますが、特に子宮頸がんワクチンについては、中学1年生から3年生までの対象となっており、すべての方が支障のないよう接種していただき、また子どもたちがこの機会を通して、なぜ接種が必要なのかなどを学ぶことにより、自身の健康を考える上で必要と思います。

以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず①点目の各種ワクチンの接種状況等についてであります。2月1日から開始され1カ月ですが、わかる範囲で結構ですので、3種の予防接種ワクチンの状況についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 現在の接種状況でございます。H i bワクチンにつきましては、議員もご承知のとおり、去年の4月から行っておりますので、人数的には多うございます。H i bワクチンは、385人となっております。なお、そのうち、平成22年の4月から平成23年1月分につきましては、266人となっているところでございます。

また、他の2つのワクチンについてでございます。これにつきましては、2月から接種を開始したところでございまして、この2月分については、3月に医療機関から請求をいただくこととなっておりますので、接種状況を把握することは難しい状況でございます。ただ、町内だけの10委託医療機関に接種状況を問い合わせたところでございすけども、平成23年の2月26日現在ですけども、小児用肺炎球菌ワクチンは105人の方が接種されております。また、子宮頸がんワクチンの予防ワクチンにつきましては、接種された方は、中学1年生は11人、中学2年生は12人、中学3年生は20人となっております。全体で43人となっている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の報告をお聞きいたしまして、約全体の1割の方が接種されているという状況ですが、今後、接種の状況を見守っていきたいと思います。

そこで、接種費用が高額であるため、全額助成は経済的負担の軽減につながるのとこと、ワクチンの接種対象者には、より多くの方が受けていただけるような環境が必要であると思います。

ところで、規定によりますと、中学校3年の方は、22年度中に一度でもワクチンを接種すれば23年度も残りの接種費用を助成するとのことですが、例えば、今、受験シーズンです。また、風邪がはやっております。その状況の中で、3月末までに一度も接種出来ない方が出来てくる可能性も考えられますので、このような場合に、一度も接種していない方も助成の対象者にすべきであると考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 本年度3月末までに一度もワクチン接種をされなかった場合の取り扱いでございます。これにつきましては、健康づくり推進協議会の会議の中や町医師会の懇談会におきましても、このいわゆる子宮頸がんワクチンの有効期限が非常に短いので、多くストック出来ないで、どうしても事前の予約制となるので、3月末の予約では3月中に予防接種を出来ない生徒も出てくる懸念があると。また、高校入試もございまして、ワクチン接種まで気持ちがいかないのではとのご意見もいただいております。そうしたことから、町といたしましては、子宮頸がんを予防するための事業であることから、出来るだけ接種していただきたいと考えております。

そうしたことから、担当常任委員会とも協議しながら、現在、中学3年生の女子で、平成22年度中に一度もワクチンを接種していない人への助成を平成23年度においても実施してまいりたいと考えているところでございます。なお、これを実施する場合におきましては、対象者には個人通知により周知を行いまして、また医師会にもご協力をお願いを申し上げたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 一人でも多くの対象者が接種出来る態勢をしていただき、非常に適切な判断であると私は考えます。よろしく願いしておきます。

次に、②点目の学校現場におけるがん教育の推進についてであります。これまで何回となく一般質問でがん教育の推進について質問してまいりました。子どもたちが接種される際、健康に対する教育について非常に大切なことから、再度質問をさせていただきます。その後の学校現場でどのように進められているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 以前から、議員からご指摘いただいておりますががん教育についてでございますけれども、学校では、以前も申し上げているかと思いますが、学習指導

要領に示されている教育内容に従いまして、各教科の学習を実施いたしております。現在の学習指導要領の健康、保健の学習の内容につきましては、がんに関する、喫煙と肺がんという内容にふれられている程度でございます。中学校3年生になりまして、感染症、あるいはエイズについて学習することになってございます。そうしたことから、子宮頸がんやその予防に関します学校での教育につきましては、保健体育の指導内容などから、授業で取り上げることは難しいものというふうに考えております。

一方、予防接種は2月から実施されているところでございますが、今、副町長から報告がありましたように、まだ中学生は43名余りの子どもたちしか接種していないというようなことでございます。そうしたことから、保護者の皆さんにもこの感染についての認識を深めていただき、保護者の責任のもとで予防接種を受けていただくことが必要であるというふうに考えております。

このことから、学校におきましても、思春期保健の啓発等について、中学校の養護教諭と保健センターの保健師が検討を始めているところでございますが、現段階では、保健センターが予定する子宮頸がんワクチンに関します講演会等について学校やPTAに参加を呼びかけるなど、保護者や教職員の子宮頸がんに関する理解を深めていただくよう連携して啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 子宮頸がんワクチン接種は2月1日から始まっております。その前に、子どもたちが受ける前に、まずはこの子宮頸がんの意味、なぜこういったワクチンを受けるんであろうという等のことを、やはり詳しく説明してあげて接種に臨んでいただきたいなあということで今までから一般質問をさせていただいております。予防接種全額助成で、接種を受けることだけじゃなくて、やはりその重要性を前もって訴えていくということが、一つの効果と思います。今後、検討をしていただくということで、よろしく願いをしておきます。

それでは、2番目の脳脊髄液減少症についてでございますが、交通事故やスポーツなどの衝撃で脳脊髄液が漏れ、頭痛や倦怠感、また目まいなどを引き起こす脳脊髄液減少症の理解への取り組みが広まっています。脳脊髄液、つまり髄液は脳の脊髄の周りを満たしている体液のことで、脳を保護し、また神経を正常に保つ役割がございます。この髄液が、交通事故や、またスポーツ転倒などの衝撃で漏れて少なくなっていくと、首の痛み、まただるさ、頭痛、めまいなどの様々な症状が出てきます。以前は、このような

症状はむち打ちの後遺症と言われ、事故の後なかなか治らないと、うつ病などの精神的な問題とされてきました。現在、この検査に対しまして昨年に保険が適用をされていますが、治療については保険が適用されていない状況となっております。全国で20万人から30万人が髄液減少症で苦しんでいると聞いております。その中でも、学校現場でこの髄液減少症で苦しむ子どもたちへの対応が、今、求められております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いいたします。

脳脊髄液減少症の認識についてであります。思春期における頭痛や、また倦怠感などは脳脊髄液減少症による場合がありますが、大抵の場合、他の疾病や本人の意識の問題とされがちですが、学校においてこの疾病の正しい認識についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 脳脊髄液減少症につきましては、今、議員がおっしゃったような状況でございます。この疾患につきましては、現段階では、治療に対する保険適用はなされておられませんけれども、学会におけるこの疾患の研究に対しまして厚生労働省が補助金を交付するなど、そのガイドラインの作成に向けて取り組みがされています。そうしたことから、昨年からの検査費用につきまして保険適用をなされているものと聞いています。

この疾患の確定につきましては、脳神経外科による専門的な検査が必要であります。それ以外の医師やカウンセラーにおいても判断が難しいと聞いております。また、この疾患の発生が極めて低いこと、また思春期には、起立性調節障害、自律神経失調症や心因的なものと共通の症状があるとも言われています。学校におきましては、不登校と思われがちとの指摘があると聞いています。

こうしたことから、養護教諭におきましては、このような疾患があることについては承知いたしておりますけれども、一層こうした病気についての認識を深めて必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、教育長、よく認識していただいているようですが、そこで次に②点目の教育現場での対応についてであります。脳脊髄液減少症により集中力や記憶力の低下など子どもたちが勉学に支障を来すことから、学校現場における児童生徒への対応についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この脳脊髄液減少症につきましては、学校で具体的に対応することは難しいことと考えておりますが、少なくともこのような疾患の存在や現状について、養護教諭を含む教職員が認識を深めることが大切というふうに考えております。また、頭痛やめまい、倦怠感などがあるときは、単に怠慢や不登校であると決めつけることなく、症状の改善が見られない場合は、原因をはっきりさせるためにも、保護者へ専門医療機関での受診を促すなど、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

しかし、いずれにいたしましても、やはり子どもの健康管理につきましては、保護者が責任を持って子どもの健康に注視していただきまして、心配のある場合には専門医による診断をしていただき、病気の原因を見つけていただいた後、その病気に対しまして学校でどのような対応が出来るのか、保護者と学校が相談、協議しながら連携して対応してまいりたいというふうに考えております。その子どもにとりまして最適な方法で健康指導を学校としてしてまいりたいというふうに考えております。また、学校では、常に子どもの健康に注意しながら対応をしてまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っています。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 思春期の大事な時期に、子どもたちがこのような疾病で勉学に支障を来すことがあれば残念です。このようなことから質問をさせていただきました。まずは認識を深め適切に対応をすることが必要と考えましたので、質問させていただきました。よろしく願いをしておきます。

では、3番目の無縁社会の問題対策についてであります。今、人間にとって最も大切にしなければならない人と人とのつながりが断絶し、人や地域のつながりを持たずに社会から孤立する無縁社会が広がりつつあります。また、今ほど一人ひとりが引き離され孤立を深めている時代はありません。近年、家族や地域から孤立した状態での孤独死が相次ぎ、また生活、公行政との関係について大々的に報道されております。人間は支え合って生きていくものです。また、人間同士の励ましの力が必要でございます。ある自治体では、命をつなぐネットワークなどの事業が開始されており、地域における支え合い、また助け合いなど、共助の仕組みの再構築を目指している地域もあります。今、独居高齢者が安心して生活出来る支え合いの地域づくりが求められております。そのためには、地域ネットワークの構築体制の強化として、地域包括支援センターを中心とし

た関係機関・団体の情報共有や、また連携強化を進め、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりが必要と考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点について伺います。

まずは、①点目の高齢者の孤立化についてでございますが、私たちは人と人が支え合う社会を目指し、たとえ一人暮らし世帯などになっても、住みなれた地域で安心して生活出来る地域づくりへ向けた政策と、また高齢者を孤立させない支え合う地域社会づくりが必要と考えますが、高齢者の孤立化について町はどのように認識されているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 無縁社会につきましては、町長の施政方針にもございましたように、大きな課題であるということ認識をいたしております。国勢調査による数値によりますと、昭和60年には149人だった一人暮らし高齢者は、これ斑鳩町の数字でございますけれども、平成17年には641人と約4倍となっております。斑鳩町においても、孤立しやすい環境にある高齢者の方がふえ、人や地域とのつながりを持たずに社会から孤立する無縁社会がじわじわと広がっているのではないかと考えているところでございます。

昨年1月にNHKで無縁社会についての特集番組が放送をされて以降、各新聞等でも特集記事が組まれるなど世間の関心も高まってきております。また、内閣府の調査によりますと、60歳以上で一人暮らしの方の64.7%が孤独死を身近に感じているとの結果も出ておまして、地域のつながり、人間関係の希薄化が浮き彫りになってきております。

この無縁社会の進行は、放置していい問題ではなく、町といたしましても、民生児童委員さん、小地域福祉会や自治会とも十分協力し、地域ぐるみで支え合う仕組みを整えて無縁社会の問題に取り組んでいき、人間社会として町、国が成り立つよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま答弁にありましたように、確かに各自治体におきましては、この無縁社会が広まっている状況でございます。また、町としては、こういった無縁社会に対応すべく色んな、民生児童委員さんからの支援を受けながら対応をいただいております。今後におきましては、今、要援護者台帳というのが作成されてお

ます。そういった資料もございますので、それをもとにまた実態を把握しながら、この無縁社会から脱却出来る施策をお願いしたいと思っております。

そこで、②点目の高齢者を支える地域ネットワークづくりについてであります。高齢者の孤立化が進む中、具体的に人と人をつなぐ事業が必要と考えますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 高齢者の方の孤立化を防止するためには、地域ぐるみで高齢者の方を見守っていく活動を推進していくことが最も重要であると考えております。その事業の一つといたしまして、高齢者のふれあいサロン事業がございます。この高齢者ふれあいサロン事業の詳細につきましては、まだ詳しく決定をいたしておりませんが、先進地の取り組み等を研究した後におきまして、自治会や小地域福祉会等に働きかけを行い、モデル事業の土台づくりを進めまして、全町内に広がるよう推進していきたいと考えております。

この高齢者ふれあいサロンの目的は、交流の場を設けることで、住民がより地域に関心を持ち、近隣での助け合いを育む地域づくりを推進することです。自治会や小地域福祉会等に働きかける際には、斑鳩町においても高齢者の孤立化が進行しつつある現状を深く認識いただいた上で事業に取り組んでいきたいと考えております。

一人暮らしの高齢者の方にとりまして、いざというときに頼りになる人や精神的に支えになる人がいてはじめて安心して暮らせるのでございまして、そのためには、住民の方々が互いに支え合い助け合う地域づくりが必要でございます。地域での高齢者の居場所づくりを通じて、住民の方々が交流を深め地域とのつながりをつくる活動をしていくことは、高齢者の孤立化防止につながると考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま、サロン事業を通して孤立化について取り組んでいくということでもあります。その中にはやはり、最後の方で申されました、住民の方々が交流を深め地域とのつながりをつくっていくということが大事になってくると思います。

そこで、先ほど申しましたように、地域ネットワークの体制として、やはり地域包括支援センターを中心とした関係機関・団体の情報共有、また連携強化を進めていくということが、やはり地域全体で高齢者を支えることになろうかと思っております。町の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 町といたしましては、平成18年4月に、保健、医療、福祉の包括的な支援を行うことを目的に地域包括支援センターを設置したところでございます。

その地域包括支援センターの基本機能といたしましては、総合的な相談窓口には社会福祉士、介護予防マネジメントには看護師、包括的・継続的なケアマネジメントには主任ケアマネジャーを配置し、どのような相談でも対応出来る体制となっております。

現在の取り組みといたしましては、例えば本人、家族、またはその周囲の方々から困難な事例の相談を受けた場合、その地域の民生・児童委員の方に情報提供を行うと共に問題解決に向けました協議を行い、高齢者の方が住みなれた地域で継続して生活出来るよう地域包括支援センターが中心となって様々な支援を行っているところでございます。

町といたしましても、今後、高齢者がふえ続けていく状況の中で、独居高齢者や高齢者のみ世帯等の支援が必要な事例がふえていくと考えております。そのような状況に対応していくために、地域包括支援センターの機能強化を行うと共に、民生・児童委員さん等の関係団体との連携も強化していくことが重要だと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 地域包括支援センターの機能強化と共に現状の対応に対して、高齢化の増大に伴いこの包括の役割は非常にこれから大事になってくると思います。規定の枠以上に人員、人材の確保が必要となることから、今後もこういったことも踏まえながら考えていただくよう要望をしておきます。

それでは、4番目の高齢者優待券についてでございます。当町では、住民誰もが世代を超えて、またハンディキャップを超えて、学習、スポーツ、文化等々への参加活動を通じて豊かな老後が過ごせるよう生きがい活動支援を行っております。高齢者の社会生活の拡大と健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくため、利用券や優待券を交付されています。高齢者優待券、つまり高齢者優待乗車券、また高齢者優待入館券の2つですが、これらのサービスに対して、ご利用をされている方は喜んでいただいておりますが、ところが一方では、利用しきれない状況があるとの多くのお声をお聞きいたします。今後、高齢化に伴い、豊かな老後を過ごすため生きがい活動の支援はますます重要となってきております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず①点目の高齢者優待券の目的についてでございますが、現在、町では70歳以上

の方に高齢者優待券を交付されていますが、その目的についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 目的ですけれども、高齢者の社会参加の拡大と高齢者福祉の増進に寄与するため、高齢者優待券を70歳以上の方にお渡しをいたしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 交付人数についてはご報告いただきましたが、対象となる人数が何人おられるのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず、交付人数、先ほどは目的だけご答弁させていただきました。交付人数につきましては、平成20年度は、優待乗車券が1,916名、優待の入館券が237名、合計で2,153名の方であります。それと、平成21年度は、優待乗車券が1,999名、優待入館券が261名、合計2,260名の方が受け取られてご利用をいただいております。

そうした中で、対象者でございます。平成20年度は、70歳以上の方は4,598人おられました。そうした中で、交付者が、先ほどご答弁しましたように、2,153人の方に交付いたしておりますので、46.8%の方に交付いたしております。平成21年度につきましては、対象者は4,776人おられました。そのうち2,260人に交付いたしておりますので、交付率は47.3%でございます。

以上であります。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま、両年度の交付人数ですが、対象者に対する交付人数が半数以下の割合となっております。本当に多くの高齢者の方の福祉の増進に寄与する目的となっているのか、またこの数値から見ますと、ご利用しにくい状況となっているように考えます。

そこで、次に②点目の今後の高齢者優待券のあり方についてであります。現在、町では高齢者優待券と高齢者優待入館券の2つを交付していますが、バスに乗らない方、またお風呂に行かない方は利用しにくい状況だと思われ。そこで、高齢者優待券の種類をふやし、また高齢者の方に自分が利用しやすい高齢者優待券を選んでいただけるような環境にしていくことがよいと考えますが、今後の高齢者優待券のあり方について

お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 高齢者優待券につきましては、先ほども池田副町長から答弁させていただきまして、高齢者の社会参加の促進を目的に行っているものでございますけれども、この関係については以前からも、この関係は何年か前にも、継続は出来るのか、財政が乏しい中でやれるのかというときも、私はやっぱり福祉を優先する中でやってまいりました。ただ、その中でも、色々な方策があるやないかと。こういうものがないとか、バスしかいけないとかということで、色々検討をしてみっております。しかし、これ以上の関係というのは、非常にまたそれは難しいと思うんです。今、よく言われるように、JRの関係のこともございますけれども、やっぱりそういう点については非常に難しい問題がある。そういうことも担当課で十分検討をさせた中でございますけれども、やはりこの方策というよりも、今後は検討をしますものの、やはりなかなか難しいんじゃないか。やっぱり優待のバス、あるいはまた入館券ということに、この段階では進んでいくんじゃないかなと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今までから本当に高齢者優待券につきましては色んなお声を聞きいたします。しかしながら、先ほどの数値にもありましたように、やはり半数以下の方しか利用をされてないという状況がございます。やはり、選択肢をふやしながらこれを進めていただきたいなと思います。

また、今回の3月の広報紙にもこの優待券について乗っております。70歳以上の人に、バスICカード、またいきいきの里の入館券を交付いたしますということでされているんですけども、私といたしましては、やはりこれから一つ二つの選択肢を広げていくということが大事かなと思います。例えば、案といたしまして、3月にはいかるがホールでさくら能の文化芸術が開催されます。そこで、チケット販売で2,000円というのがございます。そういったところにこの優待券を当てたらどうかということで思っております。これにつきまして、町としてどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 先ほども町長もご答弁されましたように、色々な方面から検討を加えていきたいと考えておりますので、それらも一つとして入れながら色々検討を加

えていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 少し前向きなご答弁をいただきました。高齢者が優待券の目的に沿った状況の中で、やはり利用しやすい、先ほど言いましたけども、選択肢を一つでも二つでもふやしていただき、またそれをご利用いただくことによって喜んでいただき、また外出支援というんですか、そういったこともございますので、何とぞ前向きに検討をしていただくようよろしくお願いを申し上げます。

次に、5点目の安全、安心の水道供給についてであります。水道施設は水道水を安定的に各家庭に供給する施設で、安全な運転等良質の水をつくり出す施設です。水道水は、住民生活にとって欠くことの出来ないものであり、絶えず一定の供給と水質の管理が不可欠です。特に安全な水の供給については、安定的な水道水の供給と良質な水を供給しなければなりません。しかし、災害時、つまり地震時における水道施設の崩壊、管路の離脱などにより水道水の供給がストップし住民の生活に支障を来します。

また、水道水には多くの残留塩素が含まれております。この残留塩素は、浄水場での殺菌に使用した塩素や、また水道水が家庭の給水管に入るまでの間に細菌などが繁殖しないようにするための塩素が残ったものです。この残留塩素が水道水を安全に保つと同時に、一方ではトリハロメタンなどの物質が残留し、長期にわたる蓄積は体によくないと言われております。これらの課題に対して対処されていると思っておりますが、機械の状況により対応が難しい場合があり、より安全な水道施設と良質な水の供給が求められております。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず、①点目の水道施設の耐震化についてであります。現在の水道施設においては耐震構造となっていると考えますが、どのような状況なのかお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、水道施設の耐震化についてまずお答えさせていただきます。

まず、建物等についてでございます。第1浄水場につきましては、平成13年に設計し、平成15年まで建設、その後稼働いたしております。また、三井浄水場につきましては、昭和58年に設計、昭和60年まで建設、その後稼働している状況でございます。

次に、配水池につきましてでございますが、第1浄水場に隣接しております配水池は、

平成8年に設計、平成10年まで建設、その後稼働をいたしております。また、三井浄水場の配水池につきましても、昭和58年に設計し、昭和60年まで建設、その後稼働している状況でございます、いずれの施設につきましても耐震性を有しておるという状況でございます。

そして、北部配水池につきましてでございますが、昭和53年に築造した施設で、現在築造後30年以上を経過いたしておりますが、平成13年2月に耐震診断を実施いたしております。その結果につきましては、配水池の側壁部は経年に比べ良好な状況でございますが、ドーム屋根部分の内部もしくは天井部分につきまして劣化が進んでいる状況であるとの結果でございます。このため、北部配水池につきましては、改修計画、工法等も含めまして検討を進めており、平成23年度から測量設計に着手し、その後ドーム部分の改修を進めていく予定でございます。

また、配水管につきましても、平成14年度より石綿セメント管改良事業に取り組んでおり、現在、約6.3キロメートルの改良を終えており、残り約3.9キロメートルの更新を順次進めてまいり、平成26年度には主要管路の整備を完了する予定と考えております。

なお、塩ビ管の改良事業といたしましては、平成14年度より平成20年度まで高圧区域の約1.7キロメートルの改良を完了いたしております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 配水池、浄水場等につきまして耐震性のある構造物なり配管がされているということでございます。特に私が懸念いたしますのは、この配水池周りの配管、つまり配水池から緊急遮断弁がございます。その間におきまして、やはり地震が起きますと、一番ネックになる配管という区間でございますので、そういう箇所につきましては、特に重点的に注意を払っていただきたいと思っております。その箇所について、今現在耐震化の対応がされているのかということをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、配水池に関しましては、構造的に基礎杭を打ち込みまして、それと一体構造となるようまず底版を築造いたしております。そして、緊急遮断弁を含みます弁室におきましても同様の構造で、配水池と一体構造となっている状況でございます。また、弁室と配水管の接続につきましては、伸縮性可動管を採用いたしております、地震時の万一の場合を考慮した構造といたしておる状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、対応されているということで安心いたしました。特に、配水池の周りの配管というのは、流出入、水が入ってまた流れていくというところのネックにあるところがございますので、今後特に注意を払っていただきたいと思います。

次に、②点目の良質な水の供給についてでございますが、水道水にはトリハロメタンという有害物質が入っていますが、問題はないのかお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、トリハロメタンと申しますと、自然界にない消毒副生物で、原水に含まれておりますわずかな有機物と浄水場において消毒のために用いられます塩素が反応して生成される消毒副生成物質でございます。一般的に発がん性があると言われている物質でございますが、トリハロメタンを生成する物質といたしまして、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムがございます。それらの総量を指しまして総トリハロメタンと申しておりますが、町の水道水の直近におきます水質検査の結果におきましては、クロロホルムは水質基準0.06ミリグラム毎リットルに対しまして0.008ミリグラム毎リットル、ジブロモクロロメタンは水質基準の0.1ミリグラム毎リットルに対しまして0.01ミリグラム毎リットル、ブロモジクロロメタンにつきましては、水質基準0.03ミリグラム毎リットルに対しまして0.007ミリグラム毎リットル、ブロモホルムは水質基準0.09ミリグラム毎リットルに対しまして0.007ミリグラム毎リットルで、それぞれ水質基準を十分下回っておる状況でございます。また、これらの水質基準の値につきましては、生涯水道水を飲み続けていただいても健康に影響が生じないよう安全性を考慮し定められた数値でございます。

また、町の水質検査の状況でございますが、一般項目の検査といたしまして、臭気、味、ペーハー値、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、TOC、これは全有機物質でございますが、そして一般細菌、大腸菌、遊離残留塩素の11項目を毎月検査し、そして総トリハロメタンをはじめとする全項目検査といたしまして、3カ月ごとに50項目の水質検査を実施いたしております。

検査の結果といたしましては、先ほど申し上げましたが、水質基準の10分の1以下の値でございます。また、総トリハロメタンの値につきましても5分の1以下で、安全面におきまして全く問題ない数値でございます。また、これらの水質検査の結果につき

まして、年に3回広報におきまして掲載し、皆様にお知らせをさせていただいている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 水質検査についての値は、私も広報を見て、規定以下になっているということで、安全に水の供給をされているなあということがございます。しかしながら、やはりトリハロメタンの物質というものはあるわけでございます。健康に全然害がないとすればいいんですけども、やはり心配されている方もございますので、こういった方においても、やはり安全な水を供給しているということ、今後、検査の報告もそういった形で報告していただいておりますが、なお一層そういった周知に努めていただきたいと思っております。

最後になりますが、6番目の観光・商工・農業の活性化についてであります。地域経済活性化のため、地域の基盤産業である観光、商工、農業が連携を強化し、相乗効果を発揮し、地域の特色を生かしながら地域活性化の推進が必要です。また、地域の資源を有効に活用するために、農商工の方々がお互いの技術やノウハウを持ち寄って新しい商品やサービスの開発、提供、販路の拡大の取り組みも重要でございます。

しかしながら、当町において、観光、商工、農業を総合的に進めていくための各分野の各事業所が一体となり、観光振興の発展をどのように進めていくのかが大きな課題となっております。観光振興や、またまちづくりの抱える様々な主体や事業者が知恵を持ち合って協議する場、それを取りまとめるコーディネーターの存在が不可欠であります。地域の活性化は、現状の認識と人の意識の変革から始まると考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いをいたします。

まず①点目の観光・商工・農業の連携による活性化についてであります。これまでに観光・商業のまちづくりのための活性化を目指し取り組みをされておりますが、現状についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今日までの観光、商工、農業の活性化に対する取り組みといたしまして、農業、商工業、観光それぞれが活性化策について取り組んでまいったところでございます。平成18年度には、観光、商工連携で斑鳩町観光・商工まちづくり協議会を設立いたしました。翌平成19年度には5回にわたるセミナーを開催し学習をしてまいりました。また、農業におきましては、遊休農地解消策といたしまして、農

業委員会を中心にそば、菜の花、黒米などの生産、加工、販売を行うことによりまして農業振興として取り組んでまいりました。

具体的な事例といたしまして、まずそばでございますけれども、中宮寺門前そばを開発いたしまして、平成21年度に生めん、平成22年度には乾めんが完成いたしております。観光協会や商工会によって、現在、販売促進に取り組まれているところでございます。黒米につきましては、JA女性部の協力によりまして、黒米大福や黒米まんじゅうとして加工をしたものを、産業フェスティバルなどの町内の各イベントを中心として販売を行っております。また、菜の花につきましても、菜種油として試験的に各イベントなどで販売を行っているところでございます。今後、さらに、新しい商品開発など斑鳩らしい商品づくりに取り組み、産地直送システムの導入や農産物の販売など、これらの商品の販売ルートの拡大と生産の拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。

産業フェスティバルでは、農・商・工と観光が連携いたしましてイベントとして開催をいたしておるところでございますが、今後、さらに新しい連携を拡大していく必要があると考えております。

近年、国や県におきましても、農・商・工連携などを積極的に推進していき、産業全般を盛り上げていこうという機運が高まってまいりました。これを受けまして、本年2月には、奈良県商工会連合会、斑鳩町商工会と斑鳩町が共催で、「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」を開催いたしました。この学習会には、観光、商工業、農業関係者及び一般住民の方も自主的に参加をされまして、観光ビジネスを中心としての産業振興、地域振興について活発に話し合いが行われたところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今までからの取り組みについて、積極的に取り組んでいただいているということをお聞きいたしまして、それは平成16年に策定されました斑鳩町観光・商業まちづくり構想というものをとした流れの中で取り組んでいただいているのかということをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 斑鳩町の将来の観光及び商業によるまちづくりの方向性を示すものとしていたしまして、ただいまご紹介いただきました平成16年3月に斑鳩町観

光・商業まちづくり構想を策定いたしまして、その中で観光振興計画と商業活性化計画についてそれぞれまとめております。

斑鳩町の観光・商業の施策につきましては、この計画をもとに進めているところでございますが、この計画では、観光分野といたしまして、もてなしの体制づくり、観光産業の育成、新しい魅力づくり、魅力ある町並みや景観をつくると、この4つの柱を設定いたしまして取り組むことといたしておりました。

まず、観光振興の取り組みでございますけれども、もてなしの体制づくりでは、平成19年3月よりJR法隆寺駅観光案内所を開設いたしまして、年中無休で観光案内や町の各種情報の提供を行っているところでございます。また、多くの外国人観光客も訪れることから、観光協会担当職員や観光ボランティア団体であります斑鳩アイセスS.G.の協力によりまして、外国人観光客への案内も行っているところでございます。利用者には、大変好評をいただいているという状況でございます。

また、斑鳩町内を自転車や徒歩でより快適に観光地移動をしていただけるように、平成18年度から平成22年度にかけて、国の補助金などを利用いたしまして、観光案内ルートサインの充実を図ってまいりました。また、平成19年度には、新しい試みといたしまして、携帯電話のカメラ機能を利用するQRコードを添付いたしました案内看板を、JR法隆寺駅から県道大和高田斑鳩線を通して法隆寺iセンターまで通じるこの間に5カ所設置をいたしております。それで、観光情報の発信の充実を図っているという状況でございます。

そのほか、役場や観光協会のホームページの充実も進めまして、より多くの情報の発信に取り組んでいるところでございます。今後も、観光情報や地域情報などより充実した内容のものにグレードアップを図っていきたいと考えております。

また、魅力ある町並みや風景づくりといたしまして、斑鳩町景観計画を策定いたしまして、斑鳩の里の風景を保全して誘導をしていくということとしております。

次に、観光産業の育成・取り組みということですが、新しいブランド商品づくりとして、先ほどご紹介をさせていただきました中宮寺門前そばを開発いたしまして、現在、各イベントや町内外でも販売ルートの拡大に努めているところでございます。

次に、魅力ある町並みや景観づくりについてでございますけれども、斑鳩町景観計画の、繰り返しになって申しわけございませんが、景観計画の策定や遊休農地解消の取り組みによる緑豊かな自然景観の保全に努めております。

次に、観光の新しい魅力づくりということで、新しい拠点施設といたしまして、平成22年3月に斑鳩文化財センターを開設いたしました。多くの観光客や地域住民の方にご利用をいただいているところでございます。しかし、農業体験や民泊などの体験型観光や散策型・回遊型まちづくり観光の開発という点につきましては、やはり今後の課題として残っている状況でございます。

また、商工活性化につきましては、商業を取り巻く環境整備、あるいは近隣型商業の活性化、それから観光連携型商業の創出と、この3つの柱として取り組みをしてまいりました。利便性や快適性の高い商業施設の立地環境を整えるべく、まずJR法隆寺駅周辺整備やいかるがパークウェイなどの道路整備など環境基盤整備を行ってまいりました。しかし、商店街の活性化や魅力ある店舗づくり、あるいは空き店舗の活用といった近隣型商業の活性化、あるいは観光連携型商業の創出という点につきましては、今後の課題として取り組んでいく必要がございます。これらの課題に対応するべく、第4次斑鳩町総合計画におきましては、さらに観光と農・商・工連携を図ると共に、人材や組織の育成に重点を置きまして、残っております課題を解消し、商業、観光の活性化が図られるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 詳しいご答弁をいただきましてありがとうございます。ちょうど7年前にこの構想が作成されておるんですが、やはり現在においては、今、最後に言われましたように、観光と農・商・工の連携ということが、今のまさに時代に合う形になってきております。こういった中で、やはり人のニーズに合った観光や、また体験型のプログラムが、今日、観光ビジネスを展開していく上で主流となってきております。

そこで、次に②点目のニューツーリズムについてでございます。平成16年の12月の議会で、私がこの農業活性化のためとの思いでグリーンツーリズムということに対しまして質問させていただきました。当時は、やはり画期的な取り組みということで、長野県におきましてはたくさんの方が、またリピーターとして多くの方が訪れているということで、観光の活性化の大きな柱として大々的に取り上げられてきました。そういうことで提案いたしました。当時の部長は、受け入れる側の態勢がやはり必要であると、その必要に対して難しいという答弁がございました。また、宿泊体験指導に対しましても、やはり難しいということがございました。しかし、今現在、このニューツーリズムの取り組みについての光が当たっております。今後の取り組みについてお伺いをいたし

ます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ニューツーリズムへの取り組みということですが、従来の物見遊山的な観光旅行に対しまして、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行システム全般を指すものではないかと思っております。先ほど申し上げました「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」では、このニューツーリズムによりまして、斑鳩町の観光、商工、農業を結びつけて、斑鳩町の産業振興を図ろうという目的を持って開催をいたしました。

今後の取り組みでございますけれども、第4次総合計画の施策にありますように、斑鳩町の観光はまさしくニューツーリズムによる計画となっております。斑鳩町の観光を通過型観光から着地型観光に移行することによりまして、観光振興はもちろん、商工、農業の振興にもつながるものと考えております。このことから、これまでの法隆寺を参拝するだけの観光から、体験型・回遊型観光を積極的に開発すると共に、斑鳩町の物産開発にも農・商・工連携で取り組んでまいりたいと考えております。

また、ソフト面におきましては、斑鳩町観光協会、斑鳩町商工会との連携をとりながら、「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」を継続すると共に、積極的にセミナーの開催などを行いまして、新たな起業者も含めた人材育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 観光と農・商・工の連携による振興は、人材と組織の連携がポイントと考えますが、今は一つの課題を一つの特効薬で対応するという時代ではなく、複眼思考を持って様々な課題に挑戦していただくよう期待をいたしまして私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定をいたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明日は午前9時から予算決算常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ごくろうさまでした。

（午前10時57分 散会）